

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室^{①75})消費税 その27 消費税軽減税率の事例について

Q. 2019年より導入された食品等の軽減税率について、改めて具体的な事例を教えてください。

A. いくつかの事例について列記します。

*「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。

1. 食用の生きた魚の販売

人の飲用又は食用に供される活魚は「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。なお、生きた魚であっても人の飲用又は食用に供されるものではない熱帯魚などの観賞用の魚は、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

2. 家畜の飼料やペットフードの販売

人の飲用又は食用に供されるものではない牛や豚等の家畜の飼料やペットフードは、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

3. コーヒーの生豆の販売

人の飲用又は食用に供されるコーヒーの生豆は「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

4. 水・氷の販売

人の飲用又は食用に供されるものであるいわゆるミネラルウォーターなどの飲料水は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。他方、水道水は、炊事や飲用のための「食品」としての水と、風呂、洗濯といった飲食用以外の生活用水として供給されるものとが混然一体となって提供されており、例えば、水道水をペットボトルに入れて、人の飲用に供される「食品」として販売する場合を除き、軽減税率の適用対象となりません。

人の飲用又は食用に供されるものであるかき氷に用いられる氷や、飲料に入れて使用される氷などの食用氷は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。なお、例えば、ドライアイスや保冷用の氷は、人の飲用又は食用に供されるものではなく、「食品」に該当しないことから、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

5. ウォーターサーバーのレンタル及びウォーターサーバー用の水の販売

軽減税率が適用されるのは、「飲食料品の譲渡」であるため、「資産の貸付け」であるウォーターサーバーのレンタルについては、軽減税率の適用対象となりませんが、人の飲用又は食用に供されるウォーターサーバーで使用する水は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

6. 賞味期限切れの食品を廃棄するための譲渡

賞味期限切れの「食品」を廃棄するために譲渡する場合は、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡されるものではないことから、軽減税率の適用対象となりません。

7. お酒の販売

酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」から除かれていますので、酒類の販売は軽減税率の適用対象となりません。

*酒税法第2条第1項(酒類の定義及び種類)

この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料をいう。

8. 食品の原材料等となる酒類、みりん・料理酒・調味料の販売

「食品」の原材料となるワインなどであっても、酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

酒税法に規定する「みりん」の販売は、軽減税率の適用対象となりません。また、料理酒などの発酵調味料(アルコール分が一度以上であるものの塩などを加えることにより飲用できないようにしたもの)やみりん風調味料(アルコール分が一度未満のもの)については、酒税法に規定する酒類に該当せず、「飲食料品」に該当しますので、その販売は軽減税率の適用対象となります。

9. ノンアルコールビールや甘酒(アルコール度が一度未満のものに限る)の販売

ノンアルコールビールや甘酒など酒税法に規定する酒類に該当しない飲料については、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

10. 酒類を原料とした菓子の販売

酒類を原料とした菓子であっても、その菓子が酒税法に規定する酒類に該当しないものについては、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

(税制委員会:忠地祐一、杉山良一、宮澤顕司 グループ稿)
(監修:関東信越税理士会 松本支部)